

鹿沼市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年3月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

1 監査の対象及び期日

(1) 都市建設部（監査期日：令和元年12月24日）

建設監理課、都市計画課、土木課、新鹿沼駅西区画整理事務所、維持課、建築課、建築指導課

(2) こども未来部（監査期日：令和元年12月24日）

保育課、子育て支援課、こども総合サポートセンター

(3) 保健福祉部（監査期日：令和2年1月24日）

厚生課、障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、健康課

(4) 経済部（監査期日：令和2年2月4日）

産業振興課、産業誘致推進室、観光交流課、農政課、堆肥化センター、林政課

2 監査の範囲

令和元年度における事務事業の執行状況及び文書、備品等の保管・整備状況

3 監査の方法

監査にあたっては、対象部門において執行した事務事業に対する資料の提出を求め、資料をあらかじめ検討するとともに、関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに担当課長等から説明を聴取し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうかの主眼をおいて実施した。

4 監査の結果

事務の執行状況及び予算の執行状況並びに文書、備品等の保管・整備状況について監査し、全般的におおむね適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

5 指摘事項及び意見

意見

(1) 保健福祉部

新規事業の健康マイレージ事業については、応募者数が伸びず、事業効果が低調である。事業の目的・目標を達成するために、事業の分析、問題点を把握し、事業への参加を促す取組の改善及び市民への周知強化に努めることを望みます。